米沢市公共施設等総合管理計画

≪ 概要版 ≫

(案)

平成 28 年 12 月 山形県米沢市

1 背景と目的(本編:1.1、1ページ)

国においては、公共施設等¹の老朽化対策が大きな課題となっており、「経済財政運営と改革の基本方針~脱デフレ・経済再生~」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

このような国の取組から、地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化に対処する必要があるとされ、平成26年4月22日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の総務省通知により、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請を受けました。

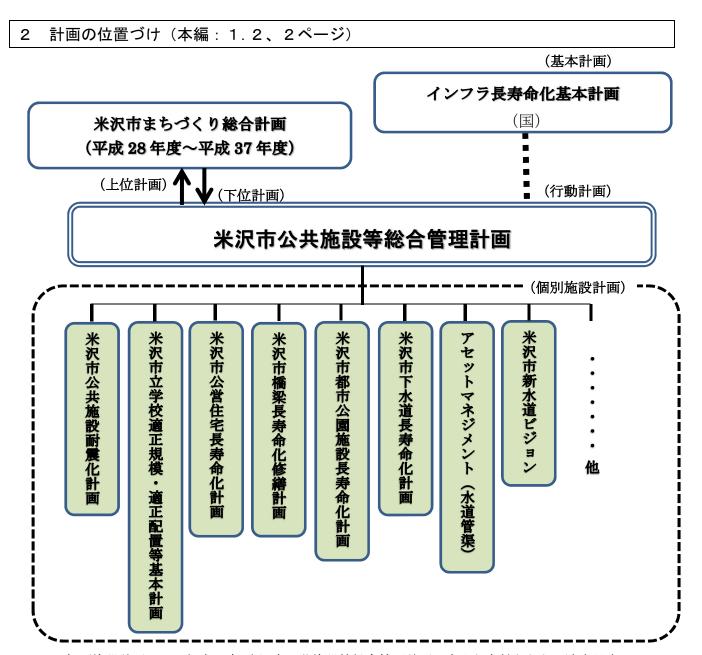
本市においても、昭和 40 年代の高度経済成長期に建設された文化会館や市営体育館など大規模の建物が築後 50 年を迎え、更新が必要とされる築後 60 年を一斉に迎えるほか、昭和 60 年代から平成初期のバブル期前後に建設された愛宕小学校や浄水管理センターなどの多くの建物が築後 30 年の大規模改修が必要な時期と重なるため、更新費用等の増加に伴う財源の捻出が課題となっています。併せて、人口減少や少子高齢化の進展により、税収の減少や社会保障費の増加が見込まれることから、公共施設の維持・更新等の財源確保が困難になることが予測されます。

以上を踏まえ、本市が保有している建物系施設²、インフラ施設³を含めたすべての公共施設等(以下「公共施設等」という。)について、総合的な視点から現状を把握・分析し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うとともに、財政負担の軽減・平準化を図り、持続的な行政経営を推進するために、公共施設等総合管理計画を策定しました。

¹ 公共施設等:公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念です。(参考:総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(H26.4.22)」)

² 建物系施設:公共施設等のうち、ハコモノ(市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、市営住宅等)の他、供給処理施設(浄水管理センターなど)、上下水道施設、その他施設等をまとめて「建物系施設」とします。

³インフラ施設:インフラストラクチャー (Infrastructure) の略。道路や橋りょう、上下水道管渠等をいいます。



※個別施設計画は H29 年度以降 米沢市公共施設等総合管理計画で定めた方針をもとに適宜見直し

3 計画期間(本編:1.4、2ページ)

計画期間は、平成 28 年度(2016 年度)~平成 67 年度(2055 年度)までの 40 年間のシミュレーションを基に、本編第 2 章の 2. 3 に記載する「公共施設等の保有総量の削減目標」を勘案した平成 28 年度(2016 年度)~平成 47 年度(2035 年度)までの **20 年間**とします。

4 対象施設(本編:1.5、3ページ)

米沢市公共施設白書に含まれていない、インフラ施設(道路・橋りょう・公園・上下水道管渠)や公営企業会計の施設も含めた 141 施設を対象とします。ただし、建物系施設については延床面積が 50㎡未満の施設は原則として対象外とします。(平成 28 年 3 月 31 日現在で、ことわりがあるものを除く)

No	施設大分類	施設中分類	施設数	区分		
1	市民文化系施設	集会施設	20 施設			
'	川氏文化未加設	文化施設	3 施設			
2	社会教育系施設	図書館	1 施設			
2	社 五	博物館等	2 施設			
3	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	14 施設			
3	スパープ・レッツエーフョン心設	レクリエーション・観光施設	3 施設			
4	産業系施設	産業系施設	4 施設			
5	学校教育系施設	学校(小学校)	26 施設			
3	子仪教目术加政	学校(中学校)	10 施設			
6	子育て支援施設	幼保・こども園	2 施設	建物安佐凯		
O	丁月(又仮加改	幼児·児童施設	5 施設	建物系施設		
		高齢者福祉施設	1 施設			
7	保健·福祉施設	障害者福祉施設	1 施設			
,		児童福祉施設	1 施設			
		保健施設	1 施設			
8	行政系施設	庁舎等	1 施設			
O	11 政术心政	消防施設	2 施設			
9	公営住宅	公営住宅	12 施設			
10	その他	その他(行政財産)	9 施設			
10	O	その他(普通財産)	10 施設			
	インフラ施設	道路	698,325 m			
		橋りょう	306 本			
11		公園	178 か所	インフラ施設		
		下水道管渠	328,955 m			
		上水道管渠	483,733 m			
12	下水道施設	下水道施設(建物系)	4 施設			
13	企業会計施設	上水道施設(建物系)	6 施設	建物系施設		
13	工术云目 心政	病院施設	3 施設	ይ		

5 計画策定体制(本編:1.6、4ページ)

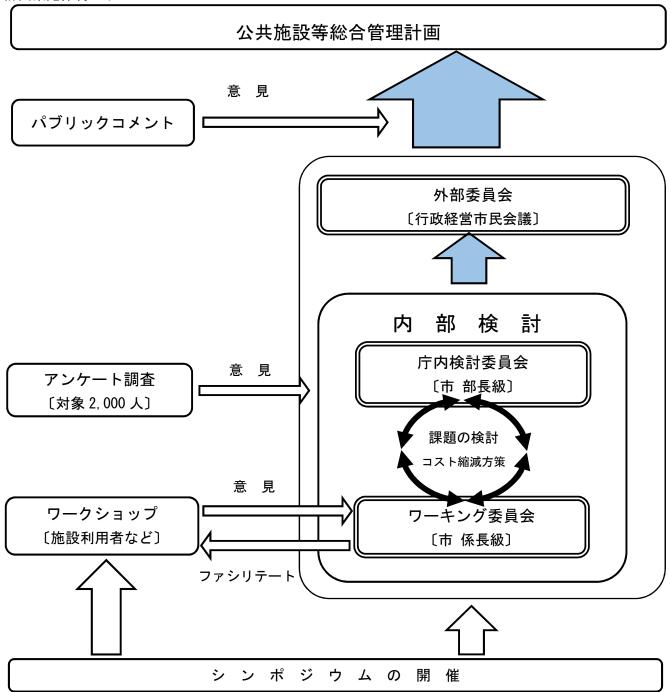
- ▼庁内検討体制(内部検討)
- · 庁内検討委員会(市 部長級)
- ・ワーキング委員会(市 係長級)
- ▼外部検討体制
- 行政経営市民会議

米沢市行政経営市民会議条例に基づいて意見を聴取する。

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 本市の行政経営全般に関し、意見を述べること。

計画策定体制のイメージ



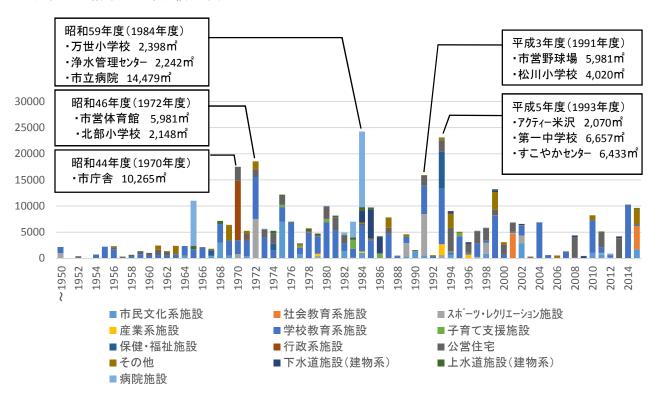
6 公共施設等の現状と課題(本編:2.1、5ページ~)

(1)建物系施設の現状

① ストック情報

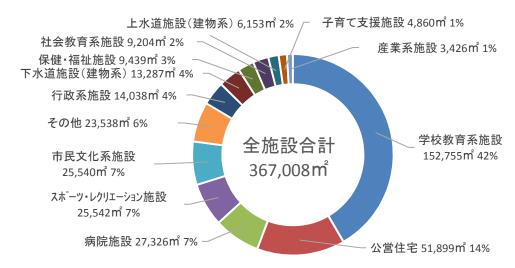
建物系施設全体の建設経過と主な施設をまとめると下図のとおりになります。

図表 整備年別延床面積(単位: ㎡)



以上の建設経過から平成28年3月31日現在の全施設の総延床面積は、367,008㎡となっており、そのうち学校教育系施設が42%と非常に大きい割合を占めています。内訳は下図のとおりです。

図表 施設大分類別延床面積(%表示は全施設の延床面積に占める割合)

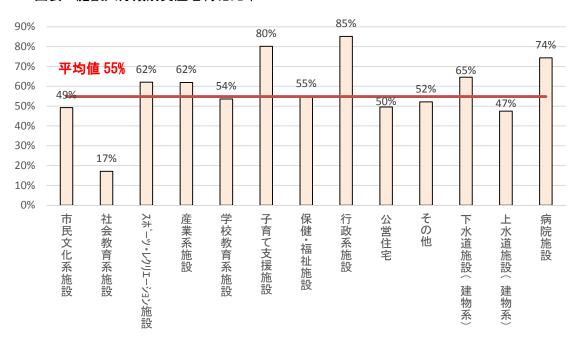


② 資産老朽化比率4

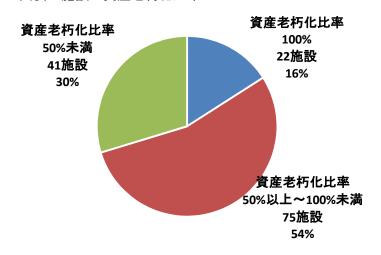
公共施設全体の資産老朽化比率は55%で、施設大分類別にみても「市民文化系施設」「社会教育系施設」「上水道施設(建物系)」を除く施設が50%以上となっています。その中でも「行政系施設」「子育て支援施設」はそれぞれ85%、80%と非常に高い数値となっています。

また、公共施設全体の16%にあたる22施設が資産老朽化比率100%となっているほか、全体の7割を超える97施設が資産老朽化比率50%以上となっています。

図表 施設大分類別資産老朽化比率



図表 施設の資産老朽化比率



※本計画では141施設を対象としていますが、そのうち、「ナセBA(図書館)」と「ナセBA(市民ギャラリー)」、「置賜総合文化センター(中央公民館)」と「置賜総合文化センター(青年の家)」、「三沢コミュニティセンター」と「よねざわ昆虫館」は複合化し、同一の建物の中にあるため、資産老朽化比率を算出する際にはひとつの施設とみなし、その結果として、総施設数が138施設となっています。

⁴ 資産老朽化比率(有形固定資産減価償却率)

[:] 資産老朽化比率 = 減価償却累計額 で算出され、市で保有する資産がどの程度耐用年数を経過しているかを示す指標です。資産老朽化比率を算出することにより、当該団体の資産全体としての老朽化度合いを把握することができるようなるだけでなく、小学校や保育所といった施設分類別や個別施設ごとの資産老朽化比率を算出することにより、老朽化対策の優先順位を検討する際の参考資料の一つとすることができ、当該優先順位を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待されます。「第10回 地方自治体財務書類の全国比較(平成24・25年度決算版)」(公益財団法人日本生産性本部)によると、全国平均はおよそ50%との調査結果となっています。

③ コスト情報5

本市で所有している建物系施設 141 施設と建物系施設を補完する上下水道管渠を含めたコスト情報 を以下に示しています。

公共施設等の運営のために負担しているコスト情報を計算するに当たり、官庁会計(市が支出、負担している金額)の考え方に新たに減価償却費6を含めた企業会計7の考え方を取り入れています。

建物系施設及び上下水道管渠の施設維持管理費⁸・事業運営費⁹及び施設にかかる減価償却費の合計は 163.8 億円、収入は 108.0 億円、ネットコスト¹⁰は 55.8 億円となっています。

図表 建物系施設収支(単位:百万円/年)

施設維持管理費・ 事業運営費及び 減価償却費(A)	収入 (B)	ネットコスト (A-B)
16,379.4	10,804.4	5,575.0

(2) インフラ施設の現状

i)道路

本市で所有している道路は 1,604 本あり、延長は 698,325m、道路面積は 4,510,405 m²です。

ii) 橋りょう

本市で所有している橋長 2m以上の橋りょうは 306 本あります。一般的に老朽化の目安となる建設後 50 年を経過する橋りょうが、今後急速に増加し、多額の更新費用が必要となると見込まれます。

iii) 公園

本市で所有している公園は 1,332,235 m³あり、その多くは 1970~1980 年代に整備されています。

iv)下水道管渠

下水道管渠は1976年より整備され、総延長は328,955mとなっています。下水道管渠の一般的な耐用年数は50年とされ、2026年頃から徐々に更新時期を迎えると見込まれます。

v)上水道管渠

上水道管渠は 1952 年より整備され、総延長は 483,733mとなっています。上水道管渠の一般的な耐用年数は 40 年とされ、今後、大量に更新時期を迎えると見込まれます。

⁵ コスト情報:本計画で用いるコスト情報は、平成25年度から平成27年度までの3か年の平均です。例外として、「ナセBA(図書館)」、「ナセBA(市民ギャラリー)」、「まちなか駐車場」は平成27年度以前の実績がないため、本計画上の想定値を用いています。

⁶ 減価償却費:一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいいます。企業会計の考え方を取り入れたコストの考え方で、建物に当てはめると、総建設費用÷耐用年数で算出された総建設費用の1年当たりの金額になります。

⁷ 企業会計:地方公共団体が採用している官庁会計に対して、民間企業の会計のことをいいます。直接的な支出に長期に わたり負担すべきであるコストである減価償却費を加えることで、正確な年間コストが計算できるため、平成 27 年1月に総務省が、この考え方を取り入れた財務書類を作成するよう、全国すべての地方公共団体に対し て要請しています。

⁸ 施設維持管理費:施設の維持や管理に要する費用を指し、内容は人件費、光熱水費、維持補修費、施設管理費(清掃、 警備、設備保守、雪下ろし除排雪など)などです。

⁹ 事業運営費:施設で実施しているサービスや自主事業に要した費用を指し、内容は人件費、委託料、その他です。

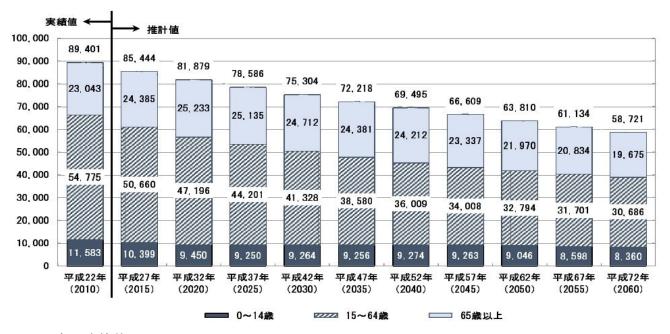
¹⁰ ネットコスト: 実質の費用のことで、本計画では施設維持管理費・事業運営費及び施設に係る減価償却費の合計から利用者負担額などの収入を差し引いたものを指しています。

7 人口及び財政状況の見通し(本編: 2.2.1、96ページ~)

(1) 人口について

本市の平成27年度(2015年度)人口は、85,444人ですが、米沢市人口ビジョンにおいて、人口減少問題を長期的視点で取り組み、平成72年度(2060年度)には58,721人の維持を目指しています。図表のとおり、人口減少とともに、高齢化率も高くなっていくと見込まれます。

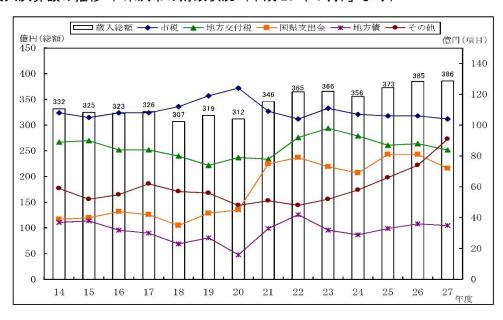
図表 米沢市の将来人口(「米沢市人口ビジョン」より)



(2)歳入決算状況について

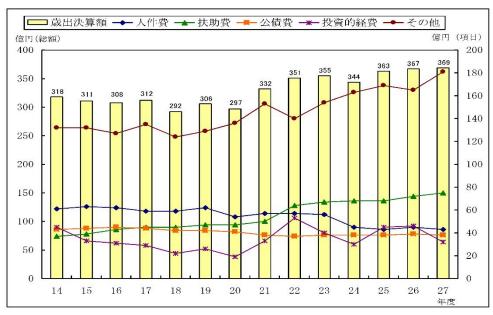
平成 16 年度 (2004 年度) の三位一体改革に伴い、地方交付税が減少し、市税は増加傾向でありました。しかし、平成 20 年 9 月のリーマンショック以降は、市税も減少傾向となり、一旦景気回復の兆しが見られたものの、増加には転じていない状況です。地方交付税も平成 23 年度以降は減少に転じています。その他の歳入は、地方消費税交付金の増加やふるさと応援寄附金などにより増加傾向があります。

図表 歳入決算額の推移(「米沢市の財政状況(平成28年9月)」より)



(3)歳出決算状況について

平成22年度(2010年度)からの都市再生整備事業や平成23年度(2011年度)からの第四中学校増改築事業など、投資的経費は増加傾向にありました。また扶助費を見ると、平成14年度(2002年)以降一貫して増加傾向であり、高齢者の増加、待機児童対策等による社会保障関係の負担増加が要因と考えられます。その他の歳出は、ふるさと応援寄附金制度推進事業の増加により増加傾向となっています。



図表 歳出決算額の推移(「米沢市の財政状況(平成28年9月)」より)

(4) 人口及び財政状況に関するまとめ

今後、人口減少に伴い、市税の増加が期待できない一方、地方交付税が減少し、歳入が減少傾向になる ものと見込まれます。また、高齢者人口の増加等による扶助費の負担は引き続き増加すると考えられ、 歳出増加となり、人口減少や高齢化の進展が財政状況の悪化にもたらす影響は大きいと考えられます。

この様な中、今後は、人口減少や少子高齢化によるニーズの変化を踏まえて、公共施設の規模や配置の適正化に取り組んでいく必要があります。

8 公共施設等の大規模改修・更新に係る将来の費用見通し(本編: 2.2.2、99ページ~)

(1) 大規模改修・更新に要する将来費用(事業費)

本市が所有している公共施設等の規模を現状維持すると仮定した場合、大規模改修・更新に要する将来費用(以下、更新費用)は今後40年間でおよそ2,778億円が必要であると算定されました。これは平均すると年間69.4億円となります。

図表 公共施設等にかかる更新費用(事業費)の内訳

区分	2016~2055 年総額 (億円)	40 年平均(億円)
建物系施設	1, 345	33. 6
道路	283	7. 1
橋りょう	59	1. 5
下水道施設	415	10. 4
企業会計施設 (病院)	166	4. 1
企業会計施設 (上水道)	510	12. 7
合計	2, 778	69. 4

なお、算定にあたっては一般財団法人地方総合整備財団が公開している公共施設更新費用試算ソフト (以下、「試算ソフト」という。)を用い、算定方法も試算ソフトに準じています。例えば、建物系施設に ついては、建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定しています。

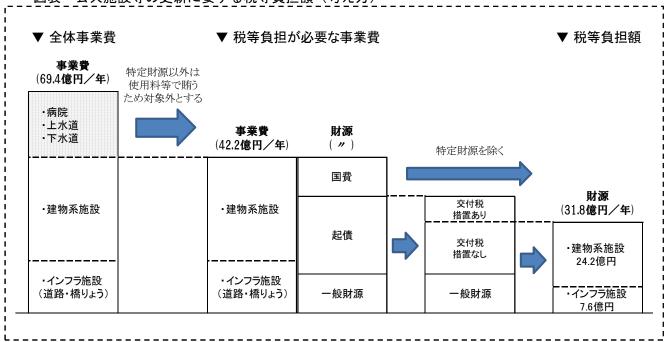
9 公共施設等の保有総量の削減目標(本編:2.3、104ページ~)

(1) 公共施設等の財政的な負担の見通し

「大規模改修・更新に要する将来費用(事業費)」をもとに、将来の本市の公共施設等に要する財政的な負担(以下、税等負担額といいます。)を分析します。

なお、<u>病院・上水道・下水道</u>は、独立採算が原則とされており、更新費用を使用料等から賄うため、 税等負担額の対象としません。

図表 公共施設等の更新に要する税等負担額 (考え方)



(2) 建物系施設の保有総量の削減目標

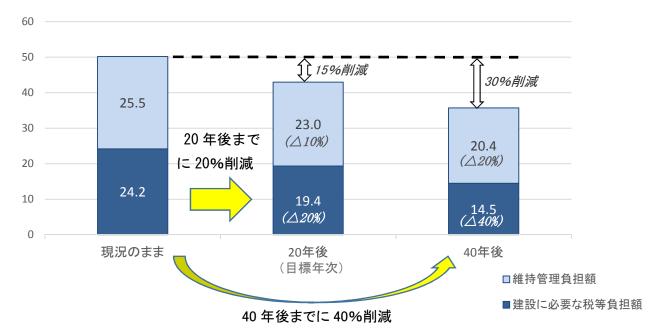
建物系施設に投資できる税等負担額の考え方を次のように設定します。

◆基本条件◆

- ① 財政健全化計画の基礎資料から、H27~H32 までの 5 か年で投資的経費に投入できる 1 年当たりの税等負担額 15 億円をもとに算定。
- ② 道路・橋りょうに要する税等負担額を実績に基づき 1年当たり5億円に設定。((3)参照)
- ③ 建物系施設に投資できる1年当たりの税等負担額を10億円(15億円-5億円)と設定。

今後、同じ規模の施設を保有し続けた場合、大規模改修・更新に必要な税等負担額は24.2億円なので、施設の更新費用のみで考えた場合、今後40年間で床面積の60%程度を削減する必要があります。また、建物系施設の保有総量を削減した場合、建物系施設にかかる維持管理負担額(施設維持管理費+事業運営費-収入)の縮減も図られるものと予想されます。よって、維持管理負担額の縮減(10%)も考慮して20年後に建物系施設の保有総量(延床面積)の20%削減することを目標とし、目標年次に向けて全体で15%削減を目指します。

図表 建設に必要な税等負担額と維持管理負担額をセットで縮減した場合の見込み額(単位:億円)



(3) インフラ施設の維持管理目標

実績としては年間約5億円程度の費用で賄っていることから、今後もコスト縮減を図りながら同規模で実施していくものとします。

10 公共施設等の管理に関する基本方針(本編:3.1~3.2、110ページ~)

米沢市の公共施設等は、<u>人口減少・少子高齢化に伴う市民ニーズの変化や公共施設等の老朽化、財政</u> 状況の悪化といった課題を抱えています。

こうした課題に対応するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要があり、<u>今後</u> 20年間の公共施設等の適正管理のため、『基本原則』を設定します。

公共施設等の管理に関する基本原則

1. 公共施設等の保有総量の適正化

- ◇ 建物系施設は、今後 20 年間に延床面積の保有総量を 20%削減することを目標に掲げ、取り組みます。
- ◇ 原則として、建物系施設の新規建設(既存の建物の更新を除く)は行わないこととします。
- ◇ 既存の建物系施設の建替えや大規模改修等を行う場合には、機能を維持しつつ、統合や施設規模縮 小などにより、保有総量の縮減を図ります。
- ◇ 既存の建物系施設の建替えや大規模改修等を行う場合には、一つの土地や建物に複数の施設を集める複合化に取り組みます。
- ◇ 整備後の年数が経過し、本市が行政としてサービスを提供する役割を終えたと考えられる施設や、 現在は民間でも同種・類似サービスの提供が行われている施設は、用途転換や廃止に取り組みます。」

2. 維持管理・運営効率の向上

- ◇ 市民ニーズの変化を的確に把握するとともに、統廃合や複合化を通じて施設の利用効率の向上を図ります。
- ◇ 統廃合や複合化などにより生じた余剰施設や土地は、利活用や売却等を進めます。
- ◇ 施設サービスによる受益と利用者の料金負担の関係を見直し、公平性を確保するとともに歳入の確保に努めます。
- ◇ 維持管理・運営において、PPP¹¹やPFI¹²、指定管理者制度の導入により、民間事業者が持つ専門性やノウハウ、資金等を積極的に活用し、行政サービスの質の向上と経費の軽減に努めます。
- ◇ 民間の施設を活用した行政サービスの提供を検討します。

3. 安全・安心で快適な利用環境の確保

- ◇ 平常時のみならず災害時の市民の安全確保のため、施設の耐震化を図ります。
- ◇ 大規模改修や建替え時には、ユニバーサルデザイン¹³を採用するなど、バリアフリー化に努めます。
- ◇ 公共施設等は、市民生活や経済活動を支える極めて重要な都市基盤です。安全安心で快適に施設を利用できる環境を確保するため、損傷が大きくなる前に対策を計画的に講じる「予防保全型¹⁴」の維持管理手法の徹底に努めます。
- ◇ 「予防保全型」の維持管理手法の徹底に取り組む際は、民間事業者のノウハウや新技術等を積極的に活用し、より効果的・効率的な保全対策を検討します。
- ◇ 施設の統合や複合化を行う際は、公共交通の充実を図るなど利用環境の確保に努めます。

¹¹ PPP:公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものです。

PFI:PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

¹³ ユニバーサルデザイン: 老若男女などの差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設の設計(デザイン)をいいます。

¹⁴ 予防保全型:連続的な点検等から劣化状況を把握して不具合が生じる前に、補修、交換、更新を行うものをいいます。

11 公共施設等の管理に関する実施方針(本編:3.3、113ページ~)

本市では「10 公共施設等の管理に関する基本方針」に基づき、以下の6つの実施方針に則って公 共施設の管理を行っていきます。

・施設やインフラの種類に応じた点検マニュアルの作成 ・マニュアル等に従った適正な点検・診断等の実施 ・目的をもって必要な時期に必要な項目について実施 ・施設ごとに点検結果の一元管理を行い、履歴を蓄積 点検・診断等の実施方針 ・履歴を今後の最適な管理方針を選択するために活用 ・民間の専門性等の積極的な活用 ・行政サービスの質の向上と経費の軽減 ・民間に委託契約した際の実態の把握の徹底 「予防保全型」の維持管理手法の選択 ・民間のノウハウ等の積極的な活用 ・維持管理負担額の10%削減 ・全庁的なフォローアップの実施 ・庁内組織による維持管理・運営状況の検証 維持管理・修繕・更新等の 施設の利用率等の維持管理負担額の確認 実施方針 ・利用効率の向上のための市民ニーズの変化の把握 ・施設利用者に対する受益者の料金負担の見直し 維持管理負担額の公平性確保 ・庁内での情報共有の実施(施設の更新時) 統合や規模縮小などの効率性を検討(施設の更新時) ・施設の点検・診断等から老朽化の状況を把握 「予防保全型」の維持管理手法の徹底 ・老朽化が進んでいる施設等の現状把握 安全確保の実施方針 ・役割を終えた施設等の除却(解体)の実施 ・ユニバーサルデザインの採用(大規模改修や建替え時) ・バリアフリー化の実現 (大規模改修や建替え時) 建物系施設は優先度を考慮して耐震化を実施 ・インフラ施設は機能や場所などを考慮した耐震化の実施 耐震化の実施方針 ・防災活動の拠点となる建築物の耐震化状況も踏まえた施設整備方針の検討 ・長期的に使用するために「予防保全型」の維持管理手法の実施 ・民間のノウハウ等の積極的な活用 ・耐久性の向上を目的とした修繕等を実施 長寿命化の実施方針 ・インフラ施設の老朽化に備え、施設の長寿命化計画の策定 計画に基づいた維持管理 ・事業費の平準化やコスト縮減 ・更新時期を迎えた公共施設等を以下の6つの視点から検討・決定 ① 集約化 ② 規模縮小 ③ 複合化 ⑤ 廃止 ⑥ 民間代替 ④ 広域化 統合や廃止の推進方針

市民や各施設利用者への十分な情報提供市民や各施設利用者の理解を得た上で実施

12 施設分類ごとの管理に関する実施方針(本編:4.1~4.13、119ページ~)

以下の表の原則欄には「公共施設等の管理に関する基本原則」に対応する頭文字を記載しています。

(保:保有総量の適正化 推:維持管理・運営効率の向上 安:安全・安心で快適な利用環境の確保)

· ·	休月総里の週』			効率の向上 女 : 女生・女心で伏適な利用現境の確保/
大分類	中分類	主な施設	原則	実施方針
		置賜総合文化セ	保	・コミュニティセンターは地区ごとの配置を基本とし、建替えや改修等を行う際に必要な機能を見直すほか、周辺施設との統合や複合化も検討
*	集会施設	ンター、コミュニ ティセンター(18)	維	・施設利用者の受益に対する利用負担の見直し
市民文化系施設			安	・大規模改修や建替え時には、ユニバーサルデザインを 採用するなど、バリアフリー化の推進
設		市民文化会館、 座の文化伝承館 など	保	・施設の老朽化等を踏まえ、施設の必要性を検討
	文化施設		維	・市民ニーズを把握し統廃合等で施設の利用効率の向上
			安	・大規模改修や建替え時には、ユニバーサルデザインを 採用するなど、バリアフリー化の推進
社	社会図書館	ナセBA(図書館)	維	・市民ニーズの変化を的確に把握した施設利用効率の向上
社会教育系 	博物館等	伝国の杜·上杉博 物館など	維	・市民及び観光客のニーズの変化を的確に把握し、企画展な どを工夫することで魅力ある施設を目指し利用効率を向上
スポ	ポ 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	野球場 (3)、 体育館 (2)、 テニスコート (2)、 サッカー場など	保	・同一競技で複数ある施設や利用者の少ない施設は、老朽化 等を踏まえ、周辺施設との集約、統廃合等についての検討
) "			維	・施設利用者の受益に対する利用負担の見直し
レクリエー			安	・損傷が大きくなる前に対策を計画的に講じる「予防保 全型」の維持管理手法の徹底
エーション施設	ション・レクリエーション・ 上杉記	上杉記念館、道	維	・民間を活用し、行政サービスの質及び利用率の向上
心。	観光施設	上杉記志朗、迫の駅など	安	・損傷が大きくなる前に対策を計画的に講じる「予防保 全型」の維持管理手法の徹底
産業系	産業系施設	アクティー米 設 沢、林業センタ ーなど	保	・林業センター機能を廃止し建物の移管に向けて検討 ・役割を終えた施設や、民間でも同種・類似のサービスの提供が行われている施設は、用途転換や廃止について検討
施 設			維	・市民ニーズの変化を的確に把握し、機能の転換や統廃合 等により、施設の利用効率の向上

大分類	中分類	主な施設	原則	実施方針
		小学校(26) (うち休校 7、 閉校 1)	保	・国や県の方針と整合を図りつつ、将来の児童数の推移を 踏まえた学校規模の適正化の推進
يغدو	学校(小学校)		維	・児童の安全確保や教育環境に配慮した上で、機能の社会 開放や余裕教室等の活用を検討 ・社会解放による受益に対する利用負担の見直し
校教育			安	・統合をする際、スクールバスなど通学の利便性も含めて検討
学校教育系施設	学校 (中学校)	中学校 (10) (うち休校 2)	保	・国や県の方針と整合を図りつつ、将来の生徒数の推移を 踏まえた学校規模の適正化の推進
			維	・生徒の安全確保や教育環境に配慮した上で、機能の社会 開放や余裕教室等の活用を検討
			安	・統合する際、スクールバスなど通学の利便性も含めて検討
	幼保・	保育園(2)	保	・少子化の進展による保育園への需要変化や市民ニーズから、 民間保育所との連携を踏まえた市の保育サービスの検討
_	こども園		維	・市立保育園の役割について、効率的な形態を検討
子育てま			安	・省エネルギー対策の推進及び地元産材の利用の推進
子育て支援施設	文 援施 設 幼児・ 児童施設	児童センター (3)、児童会館 など	保	・地元のニーズや保育機能への需要の変化を捉え、民間サービス との連携や他施設との機能集約等今後のあり方も含めて検討
			維	・施設サービスによる受益に対する料金負担の見直し
			安	・省エネルギー対策の推進及び地元産材の利用の推進
	高齢者	寿山荘	保	・老朽化が進んでおり、安全性を確保するためには、施設 維持管理費の大幅な増が予測されることから廃止
保健	福祉施設		維	・民間施設を活用したサービスの提供を検討
保健・福祉施設	- 福祉施設 では、	保	・既存の施設の建替えや大規模改修等を行う場合には、複 数の機能を集める複合化や既存施設の利活用を検討	
		- いまわり子園	維	・本市の範囲を超えた広域的な活用がなされていることから、利用状況に応じた費用負担について検討

大分類	中分類	主な施設	原則	実施方針
	児童 福祉施設	興望館	保	・広域的な活用がなされていることから、県内全体での必要規模を確認しながら縮小等について検討
保健·福祉施設			維	・大規模改修等に向けて、施設に対する国、県や市の費用 負担のあり方について検討
祉施設	保健施設	すこやかセンター	保	・利用状況等に合わせて、機能の追加や施設の統合など、 公共施設の保有総量縮減に向けた利活用の検討
			維	・施設利用者の受益に対する利用負担の見直し
	庁舎等	市庁舎	保	・必要な庁舎機能を維持しつつ、施設規模の縮小や組織の 分散化など多角的に検討
行			維	・大規模改修や建替えを行う際には、維持管理・運営も考 慮しPFIなどを含め経費軽減に向けて検討
行政系施設			安	・防災拠点となることから耐震化対策のほか、予防保全型 の維持管理を推進
	消防施設	水防倉庫、消防施設(第1分団~ 第16分団)	保	・人口減少等を勘案し消防施設の統合等を検討
			維	・市民の安全確保のため、消防業務が効率的、効果的に行 えるよう、施設の維持管理・運営、保全対策を徹底
A	公営住宅	公営住宅(12)	保	・公営住宅に対する需要の変化を捉え、集約や借り上げ住宅の 利用等で適正な戸数を確保しつつ保有総量の削減を検討
公営住宅			維	・民間の専門性やノウハウ等を活用し経費削減の推進
J			安	・公営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理 と耐震対策を図る
	その他	斎場、駐輪場(2)、	保	・大規模改修や建替え時には、市民ニーズ等を踏まえ、施 設規模を見直すほか、統廃合等についての検討
そ	(行政財産)	食肉センター、卸売市場など	維	・施設利用者の受益に対する利用負担の見直し
その他			安	・ユニバーサルデザインの採用などバリアフリー化の推進
	場②、	郷土資料館、スキー場(2)、元金池記念	保	・役割を終えた施設については廃止を検討
		館まか倉庫(2)など	維	・廃止などによって生じた不要な土地の利活用や売却を検討

大分類	中分類	主な施設	原則	実施方針
	道路	道路	保	・開発に合わせて整備される道路については、市が管理する必要性を見極めるなど、総量の増加を抑制
			維	・優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を実施 ・除雪路線や除雪頻度の見直しなどコスト縮減方策を検討
			安	・市民生活に支障がないよう、予防保全型の維持管理を検討
イン	橋りょう	橋りょう	保	・更新時に、必要性や財政状況、市民生活への影響等を考 慮した上で、集約化や除去も必要に応じて検討
インフラ施設			維	・「米沢市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた予防保全型の 管理による維持コストの縮減及び予算平準化の推進
			安	・「米沢市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、市民生活に 支障がないよう、予防保全型の維持管理を推進
	公園	公園	維	・都市公園に対する市民ニーズの多様化や利用状況等を勘 案し、遊具等の公園施設のあり方について検討
			安	・計画的な点検調査を行うなど、利用者の安全確保を第一に考 えた予防保全型の維持管理の推進
Ţ	下水道施設	米沢浄水管理センター、成島農業 業集落排水処理施設、管渠など	保	・社会状況の変化や使用者のニーズを的確に捉え、必要最 小限の施設で運用するなど経費削減を推進 ・農業集落排水処理事業のあり方について検討
卜水道施 設			維	・利用者の料金負担の見直し
ñΧ			安	・施設の稼動に支障がないよう予防保全型の維持管理を推進・災害時の機能確保のため耐震化を推進
	水道部庁舎、 浄水場 (2)、 簡易水道 (2)、	保	・今後の人口減少等を踏まえて舘山浄水場を廃止するほか、 水道施設の適正な運用について検討	
		浄水場(2)、 簡易水道(2)、 管渠など	維	・利用者の料金負担の見直し
企業会計施設			安	・施設の稼動に支障がないよう予防保全型の維持管理を推進 ・災害時の機能確保のため耐震化を推進
設	病院施設	市立病院、	保	・地域医療の維持向上を念頭に適正な規模を検討
		市立病院保育所など	維	・市民ニーズに合った効率的な運営の検討
			安	・施設稼動に支障がないよう予防保全型の維持管理を推進

13 公共施設等の一体的なマネジメントの推進方策(本編: 5.1~5.3、150ページ~)

(1) 公共施設等総合管理計画のフォローアップ

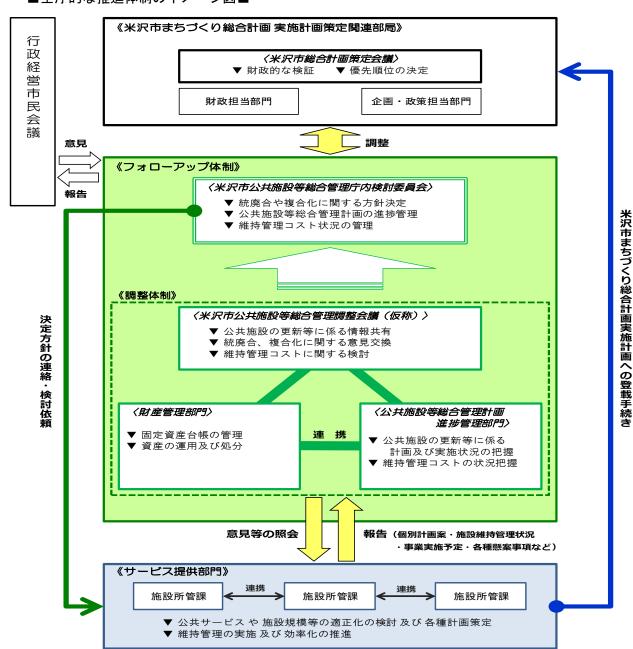
本市では基本原則にある 20 年間で、建物系施設の延床面積 20%の削減、維持管理負担額の 10%削減を達成するため、毎年、目標達成に向けてのフォローアップを行うとともに、5 年を基本に必要に応じた計画の見直しを行います。

(2) 推進体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現していくためには、これまでのように施設所管ごとに計画立案し、事業を実施していく方法では対応が困難です。そのため、施設所管部署の垣根を越えて、全庁横断的な取り組みを推進していくためのマネジメント体制を構築していきます。

i) 全庁的な推進体制

■全庁的な推進体制のイメージ図■



① 基本原則に基づく公共施設等の管理を長期的に継続し、公共サービスの向上、維持を図りながら、施設の統廃合、複合化による面積の縮減、更新費用や維持管理負担額の削減推進のための状況確認と、施設の効率化に向けた意思決定を行う機関として「米沢市公共施設等総合管理庁内検討委員会(以下、検討委員会という。)」を開催し検討します。

検討委員会は、公共施設等の面積縮減目標や維持管理負担額の削減等のフォローアップを毎年 行うとともに、統廃合や複合化に関する方針決定、及び維持管理コスト状況の管理を担います。 また、フォローアップ等による計画の推進状況について、行政経営市民会議へ報告し意見を頂きます。

② 方針決定等にあたり、更新等の情報共有並びに横断的な調整を図る組織として「米沢市公共施設等総合管理調整会議(仮称)(以下、調整会議という。)」を設置し、詳細な検討を行なうこととします。検討に当たっては、公共施設等総合管理計画進捗管理部門と財産管理部門が資産の状況、改築更新及び、維持管理コスト等の情報を集約し調整会議へ諮ります。

また、普通財産となる資産の運用・処分に係る方向性も含めて調整会議で検討します。

③ サービス提供部門においては各施設所管課が相互連携を図るほか、各種検討を行った際は検討 結果や方針について、調整会議への提案や情報提供を行うとともに、検討委員会に方針を諮りま す。なお、提案を行う際は、適宜、技術管理部門や施設管理者と連携・協力をしながら行います。 検討委員会の決定方針に基づき事業を実施する場合は、米沢市まちづくり総合計画実施計画 への登載手続きを行います。事業化については、米沢市まちづくり総合計画実施計画策定時に財 政計画とともに精査したのち、優先度の高いものから実施していきます。

ii) 全庁的な推進に向けた実施方法

個別計画については施設所管課での策定を基本としますが、計画策定の各段階(当初・中間・最終)において計画内容等の報告を受け、施設総量削減等の観点から要検討事項や要調整事項がある場合、検討委員会から計画に対して意見を示します。意見の決定にあたっては、事前に調整会議で整理及び精査したのち検討委員会へ諮ります。(本編:図表5-3~5-5、153ページ~)

iii) 職員の意識改革

公共施設等の一体的なマネジメントを円滑に推進していくためには、適正な人員配置と、職員一人 ひとりの役割に応じた能力の向上が必要となります。施設管理に関するマネジメント手法について、 民間のノウハウも積極的に活用しながら、全職員に必要に応じたスキルアップを図ります。

そのため、庁内での意見交換はもとより、外部の専門家を交えた研修会等を通じた職員の啓発、及 び、効率的な維持管理に関する理解や、コスト意識の向上に努めていきます。

これらによって得られた知識は、施設管理者と情報交換や協議を行う事で維持管理効率の向上を図っていきます。

(3) 市民との情報共有・合意形成の推進

公共施設等総合管理計画に基づき策定される各種計画等の策定や、本計画に基づき、公共施設等の再編等を進める場合には、施設利用者や市民との情報共有を図るとともに、ワークショップ等の手法を用いながら協働での取り組みを推進します。